

AIU 損害保険株式会社リスクコンサルティング部では、企業を取り巻くさまざまなリスクについて、事故防止および危機管理の観点から各種リスクマネジメントサービス(講習、コンサルティング、現地調査など)を提供しています。「Risk Management News 情報セキュリティ版」では、企業機密情報/個人情報の漏えい事故の対応のポイントや法改正などに関する情報をご提供いたします。御社の情報管理のご参考としてご活用いただけますと幸いです。

## 情報漏えい事故におけるフォレンジック調査の必要性と費用負担

今回は、クレジットカード情報の漏えいが疑われる場合に行われる「フォレンジック調査」について、その意味や必要性、誰がその費用を負担すべきか等といった点を説明したいと思います。

### フォレンジック調査とは

明確な定義があるわけではありませんが、「フォレンジック調査」とは、法的に利用可能な証拠の調査といったような意味です(「フォレンジック(forensic)」とは「法廷の」という意味です。)。情報漏えい事案におけるフォレンジック調査では、情報漏えいが疑われるウェブサイト等が記録されているサーバを複製したうえで、同記録を調査し、実際に同ウェブサイトから情報が漏えいしたのか、何が原因で情報が漏えいしたのか等を調査・分析し、その結果を報告書にまとめる一連の流れを指すのが一般的です。

フォレンジック調査の報告書は、現実の訴訟でも情報漏えいの有無・原因を特定する証拠として用いられています(東京地方裁判所平成 26 年 1 月 23 日判決参照。)

フォレンジック調査に要する費用はどれくらいでしょうか。ウェブサイトの規模や事故の状況などによっても変わってくるでしょうが、前掲東京地判平成 26 年 1 月 23 日の事案では、専門業者2社がフォレンジック調査を行っており、うち1社については220万5000円、もう1社については173万2500円の費用がかかったようです。

### 情報漏えいの有無や原因を解明する必要性

ウェブサイト運営者が情報漏えいのおそれを把握するきっかけの多くは、クレジットカード会社等からの「貴社サイトから顧客のクレジットカード情報が漏えいした疑いがある」などといった趣旨の連絡でしょう。この段階では本当に自社サイトから情報が漏えいしたのか、確かな事実はわかりません。

しかし、情報流出の有無・原因を解明して被害の拡大を防止するためにも、上記のような連絡を受けた場合には速やかに自社サイトのフォレンジック調査を行うべきでしょう。クレジットカード会社は当然にそうした対応を求めてくるでしょうし、個人情報保護委員会も、情報漏えいが発生した場合には事実関係の調査及び原因の究明を行うよう求めています(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)。当然、調査の結果クレジットカード情報の漏えい元は自社サイトでないと分かれば、サイト運営者は情報漏えいに関する責任は負いません。

ところで、フォレンジック調査はそれなりに費用がかかりますので、「できればフォレンジック調査はしたくない。フォレンジック調査をしなければ自社サイトから情報が流出したか否か確定できず、自社が責任を負うこともないのでは?」という考えを持たれる方もいるかもしれません。

しかし、必ずしもそうとはいえません。訴訟では間接的な事情から情報漏えい元が推認されることがあるためです。たとえば、東京地方裁判所平成 25 年 3 月 19 日判決では、被告の多数の顧客のクレジットカード情報が漏えいしていることや、被告の顧客から本件サイトでクレジットカードを使用した後、クレジットカードを不正に利用されたとの報告が入っていることなどの事情から、被告のサイトに何らかの不正なアクセス等が行われることによって被告の顧客のクレジットカード情報が漏えいした、と推認されています。

## フォレンジック調査の費用は誰が負担するのか

フォレンジック調査に要する費用は、一次的には情報漏えい元と疑われているサイトの運営者が負担することが多いでしょう。もっとも、情報漏えいの原因によっては、サイト運営者から問題のサイトを開発したベンダに対し、同費用相当額について損害賠償請求できる可能性があります。

たとえば、前掲東京地判平成 26 年 1 月 23 日は、ベンダはシステム開発委託契約を締結した当時の技術水準に沿ったセキュリティ対策を施したプログラムを提供する義務を負っている、本件ではベンダが同義務の履行を怠ったことにより情報漏えいが発生したとして、サイト運営者のベンダに対する損害賠償請求(の一部)を認容しています。

フォレンジック調査に要する費用を最終的に誰が負担すべきかは、フォレンジック調査の結果によって判明するといえます。このことは、IT事業者の立場からすると、フォレンジック調査により情報漏えいの責任の所在が明らかになることで、「数年前に無事納品を終え、問題なく稼働していたはずのウェブサイトの運営者からクレジットカード情報が漏えいしたとして調査費用等の損害賠償を受ける」などといった予期せぬ事態を発生させる原因になり得ます。

このようなリスクに備えて予め対策を講じておくことも検討すべきでしょう。

## フォレンジック調査を依頼する場合の注意

以上の説明は、フォレンジック調査をすればある程度正確な事実関係が判明することを前提としたものです。この前提が成り立つためには、最低限、フォレンジック調査を行う業者が調査の前提となる事実を正確に把握していることが必要です。

逆にいうと、誤った事実関係を前提になされたフォレンジック調査は、その証拠価値が否定されてしまうおそれがあります。自社に不利な事実は隠したくなるのは当然の心理ですが、フォレンジック調査を依頼する際には業者に対してありのままの事実を正確に伝える必要があります。

### 弁護士法人 内田・鮫島法律事務所

執筆者 弁護士 高瀬 亜富

〈専門分野〉 商標、著作権、不正競争、IT、システム開発、情報法、特許、意匠

著作権法は、著作権の管理・利用のためのスキーム作りや侵害訴訟の代理など広く対応。



### 情報提供元

「技術法務で、日本の競争力に貢献する」

弁護士法人

**内田・鮫島法律事務所**

UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM

東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング

東棟 16 階

電話: 03-5561-8550

ホームページ: <http://www.uslf.jp/>

<http://ip-bengoshi.com/>

### AIU 営業店・代理店

### 発行

AIU 損害保険株式会社 リスクコンサルティング部

**Risk Consulting Department**

Copyright © AIU Insurance Company All rights reserved.

